

九州・アジア/中国ビジネス研究会

第74回研究会開催案内

日時： 平成25年3月27日(水) 18:30 — 20:30

場所： エルガーラ・オフィス棟 6階601-2号室 久留米大学福岡サテライト教室

福岡・中央区天神1-4-2 大丸エルガーラ東館 TEL：092-737-3111

(エルガーラ・オフィス棟は天神・大丸エルガーラ東館と国道道路沿いで隣接するビルです)

講師： 山田税務会計事務所所長 山田香子(やまだ こうこ)氏

略歴： 大手メーカーに事務職として就職。その後新しい分野への挑戦を試み地元フリーペーパーの編集の仕事へ転職。そこで大手企業と中小企業の違いに驚きを感じる。その後、経営者の補佐役的な仕事を任されるようになり、税理士という職業に接し、自ら中小企業の経営者の力になりたいと簿記の勉強から始め、税理士試験合格を果たす。その後税理士事務所での経験を積み、平成22年に福岡で独立開業。企業在籍中より、社長をサポートして経理・総務から経営全般をみていた経験から、開業後も中小企業を外から見るのではなく、内から支える税理士を目指している。現在、通常の税理業務以外で、アジアの玄関口の九州・福岡の地の利を生かそうと、アジア市場を視野に入れたビジネス支援を展開しており、香港、シンガポール、ベトナム等に拠点を置く企業と連携して中小企業のアジアビジネスを支援している

テーマ：「国際税務とタックス・ヘイブン」

概要： 貿易や投資等を通じて企業の海外活動が活発になれば、国境を跨いだ金銭の流れが起こり、進出先国との税務問題をどう処理するかが、企業会計の頭の痛い問題になる。古くからある「PE問題」(恒久的施設を相手国に持つことによる租税条約での扱い)や移転価格税制(海外子会社と本社間の取引価格に対する課税規定)は取り扱いを一步間違えば企業の存亡に直接影響を与える。企業によっては、シンガポールや北京/上海にある海外統括会社に問題の一元管理を委ねる事ができるが、中小企業では本社側がしっかり対応する必要がある。今回は、こうした国際税務の基礎的な話から、最近話題になっているタックス・ヘイブンと呼ばれる国際金融取引の中継地を用いた租税回避スキームに対して、各国税務当局の対抗措置と企業の対応について話を伺う。特に、海外進出の際に関わってくる海外現地の税だけでなく、日本側の税金にも注意が必要であることを、専門の税理士の立場から説明をいただく。昨今、企業のアジア進出が増加する中、日本側の税務調査も強化されてきているので、関連の日本の税制ポイントについても伝授を願う。

会費： 参加ご希望の方は以下に申込み、登録の上、当日会場入り口にて参加費1000円をお支払いください。

申込み先：(株)アジアソリューション・中山芳美 宛

電話：092-741-9338 E-mail：yoshimi@asol.ne.jp

九州・アジア/中国ビジネス研究会

主催：一般社団法人九州・アジアビジネス連携協議会

共催：近畿大学産業理工学部・アジアビジネス研究会